

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十九年九月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
山本 孝	山辺郡山添村大字岩屋 一七〇一番地	宇陀市室生下笠間三二五三番ほか四筆
株式会社 Sakura Farm	桜井市大字浅古一一〇 〇番地の一	宇陀市大字陀小附一八三四番ほか二筆
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村大字八 釣三五番地三	桜井市大字山田七五一番ほか一筆
山口 公司	橿原市東竹田町五三八 番地	橿原市田中町六九九番

二 認可年月日

平成二十九年八月二十九日